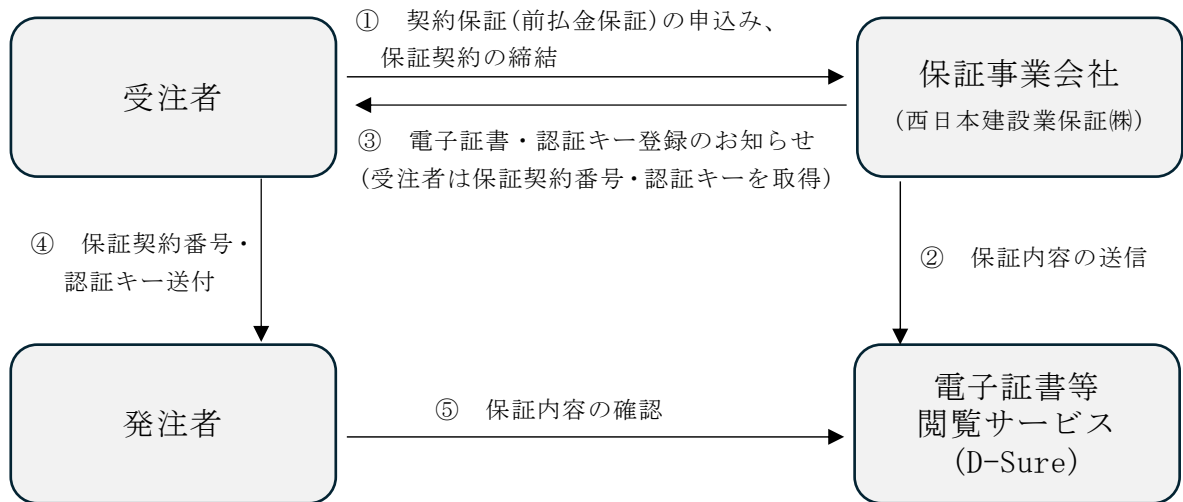


電子保証の仕組み及びフロー



【受注者⇄保証事業会社】

- ① 受注者は、保証事業会社(西日本建設業保証株式会社)へ保証申込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。

【保証事業会社】

- ② 保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス(以下「D-Sure」という。)に電子証書をアップロードする。

【受注者】

- ③ 受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」(以下「保証契約番号等」という。)を取得する。

【受注者⇒発注者】

- ④ 受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより発注者(下記提出先)に提出する。

※ メールのタイトルは、工事(業務)名、受注者名及び保証名称(契約保証、前払金保証、中間前払金保証)を組み合わせたものとし、受注者は提出後、到達確認の電話を行ってください。

(タイトル例) ○○○工事 株式会社○○建設 (契約保証・前払金保証)

提出先 西予市財政課契約監理室

電話：0894-62-6402

メールアドレス：keiyakukanri@city.seiyo.ehime.jp

【発注者】

- ⑤ 発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-Sure にアクセスし、保証内容を確認する。